

2019年3月期基準

日本IPO実務検定協会公認

財務報告実務検定 開示様式理解編

計算問題 対策問題集

EY新日本有限責任監査法人 編著

有報から決算短信まで（連結もカバー）
ディスクロージャーの計算構造を網羅



リンケージ・パブリッシング

はじめに

財務内容等の開示が法令等で義務付けられている上場企業の経理・財務部（会社によっては経営企画、IR 部門等）においては、財務報告（ディスクロージャー、開示）のスキルを持った人材の確保が必要不可欠ですが、財務報告のルールは複雑かつ難解であり、それを身に付けるのは容易ではありません。

財務報告においては、開示府令や証券取引所の上場規程といった法令等の知識に加え、有価証券報告書等の財務報告書類の構造理解やそこにどのような数字を入れるかといった「計算スキル」が求められます。そのすべてをカバーしているのが財務報告実務検定・開示様式理解編ですが、本書は、このうち「計算スキル」の方を重点的にマスターしていただくとともに、財務報告実務検定・開示様式理解編の計算問題（総合問題）を解けるようになることを目的に企画されたものです。

本書が最も力を注いだのが、計算のロジック及び構造を解明し、理解していただくという点です。各問題ごとに用意された財務報告資料のブランクに入る数字を考え、解説を読んでいただくことで、「なぜそこにその数字が入るのか」「その数字の持つ意味は何か」「その数字は財務報告書類の他の部分とどういうつながりを持つのか」といったことが立体的に理解できるように作られています。また、解説や随所に盛り込まれたコラムには、tips が豊富に盛り込まれており、これらは、日々の実務においても参考になるはずです。

財務報告実務検定・開示様式理解編を受験される方のみならず、ディスクロージャー実務に関わる多くの方に本書を手にとっていただき、ディスクロージャースキル向上にお役立ていただければ、これに勝る喜びはありません。

最後に、本書の執筆にご尽力いただいた新日本有限責任監査法人の皆様、また、本書の出版の機会を与えていただくとともに編集をご担当いただいたリンケージ・パブリッシングの岩村信寿様に感謝の意を表します。

一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 財務報告実務検定事務局

■ 執筆にあたって

本書は、財務報告実務検定・開示様式理解編を受験する方々が多忙な日々の中で、総合問題への対策を行う際に、習熟度に沿って学習できるように難易度を付け解説した想定問題集となっています。また、財務報告実務検定・開示様式理解編の受験対策のみならず財務報告の実務においても、財務報告書類の構造を理解したい場合に役立つ構成にしています。

上場企業の経理、財務、IR 担当者やこれらの職種を志す方々にとって、「ディスクロージャー」「開示」とも言われる財務報告の知識は欠かせません。また、昨今の財務報告に関連する法令等の改正や決算早期化の流れの中で、適切な財務報告を行うためには、計算ロジック及び計算構造の的確な理解が必要不可欠なものとなっています。

そのため、本書においては、財務報告実務検定・開示様式理解編で出題される総合問題対策のほか、財務報告書類を作成する実務でも役立つ計算ロジック及び計算構造を理解できる構成になっています。さらに、総合問題やコラムの中に、財務報告実務担当者が実務において財務報告書類を作るために必要な実践的なノウハウも織り込みました。

財務報告実務の現場に携わる方々、また財務経理関連の職種を志す方々にとって、本書が財務報告実務検定・開示様式理解編の受験に向けた学習の一助となれば幸いです。

最後に本書の発刊にあたりお世話になりました日本 IPO 実務検定協会及びリネージュ・パブリッシングの編集担当諸氏に心から御礼申し上げます。

平成 30 年 7 月

執筆者一同

■ 本書の使い方

本書は、有価証券報告書・四半期報告書（金商法）、事業報告（会社法）、決算短信・四半期決算短信（適時開示）のすべての財務報告書類をカバーしていますが、これらの書類には共通する部分も多いため、基本的には他の財務報告書類のベースとなっている有価証券報告書を中心に構成しています。それ以外の書類については、有価証券報告書と異なる独特の論点を取り上げ、「有価証券報告書との関連性・違い」を明らかにしています。

本書の構成は以下のとおりとなっております。

第2問	I 有価証券報告書	難易度 ★★★ 普
	関係会社の状況	

問題の難易度を「易、普、難」の三段階で表示しています。

以下の資料に基づいて、提出会社の有価証券報告書の【関係会社の状況】に関する各小問に答えなさい。なお、解答に当たり端数が生じる場合には、小数点以下を切り捨てて解答すること。また、百万円未満の金額等、資料から判明しない事項について考慮する必要はない。

〈資料1〉関係会社の状況（一部抜粋）

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
() 〔注〕3	静岡県三島市	5,000	産業機械	100	当社が販売する一部の製品の製造 役員の兼任あり
〔注〕3	アメリカ カリフォルニア州	3,000 (30百万 US\$)	産業機械	100 〔100〕	当社が販売する一部の製品の製造 役員の兼任あり
〔注〕3	長野県諏訪市	3,000	電子部品	100	当社が販売する一部の製品の製造 役員の兼任あり
〔注〕3, 4, 5	神奈川県横浜市	3,454	電子部品 販売	60	なし 役員の兼任あり
〔注〕3	愛知県名古屋 市	2,000	その他	100	不動産の賃貸 役員の兼任あり
()					

問題には、必ず資料が付いています。資料は有価証券報告書など財務報告書類からの抜粋になります。

小問1 〈資料2〉に記載の会社のうち、【関係会社の状況】の記載対象外の会社のNo.を合計するといくらになるか答えなさい。なお、重要性の乏しい会社はないものとする。

No.の合計

資料に関する問題です。財務報告実務検定の総合問題における小問に準じた問題形式となっています。

小問2 特定子会社の判定の基準を資本金の額とする場合、〈資料1〉に記載の会社のうち、特定子会社に該当する会社の資本金を合計するといくらかになるか答えなさい。なお、提出会社の平成X2年3月末における資本金の額は11,050百万円である。

資本金の合計金額 百万円

小問3 主要な損益情報等の記載の判定基準となる金額を答えなさい。なお、提出会社の平成X2年3月期の連結売上高は111,453百万円である。

判定金額 百万円超

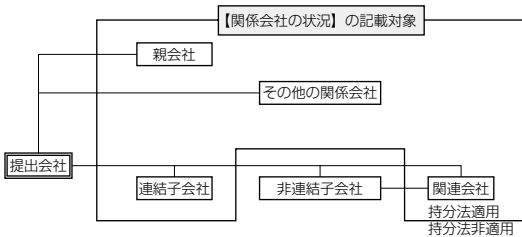
>>> 解答・解説

本問は、有価証券報告書の【関係会社の状況】に記載する会社の範囲や脚注すべき事項の判定に関する問題である。【関係会社の状況】に記載する事項については、開示府令第2号様式記載上の注意(28)に規定されている。

小問1

解答： No.の合計

解説： 【関係会社の状況】に記載される会社は以下のとおりである。



したがって、資料上ではG社(No.7)、H社(No.8)及びK社(No.11)が記載の対象外となるため、No.の合計は26(=7+8+11)となる。

小問2

解答： 資本金の合計金額 百万円

解説： 特定子会社とは、以下に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社のことである。

- 一 提出会社の最近事業年度に対応する期間において、提出会社に対する売上高総額又は仕入高総額が、提出会社の仕入高総額又は売上高総額の10%以上である場合
- 二 提出会社の最近事業年度の末日(当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日)において、純資産額が提出会社の純

問題に対する解答及び解説になります。正解した場合でも、解説に目を通すようにしてください。

ら社について資本金が記載されていることが判明する（(注)3の会社）。いずれの資本金も1,105百万円以上であるため、5社すべてが特定子会社に該当することになる。したがって、資本金の合計は16,454百万円（= 5,000百万円 + 3,000百万円 + 3,000百万円 + 3,454百万円 + 2,000百万円）となる。なお、特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨を記載するとされている。

実務に役立つ tips を随所に盛り込んでいます。

小問3

解答： 判定金額 百万円超

解説： 当連結会計年度における連結売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の割合が10%を超える場合、その旨及び主要な損益状況等を記載することとされている。ただし、以下の場合、その理由を明記した上で主要な損益状況等の記載を省略できる。

- ① 当該連結子会社が、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している場合
- ② 当連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む）の割合が90%を超える場合

したがって、11,145百万円（= 連結売上高111,453百万円 × 10%）を超える売上高の連結子会社について主要な損益情報等の記載が必要となる。

本問では、E社の売上高が11,145百万円を超えているが、有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載は不要である。

なお、〈資料1〉を完成させると、以下のとおりとなる。

Column 主要な経営指標等の推移について

【主要な経営指標等の推移】は、連結と個別に関する主要な経営指標等を一覧表示にしたものであり、一般的に「ハイライト情報」と呼ばれている。設問では省略しているが、最近5連結会計年度の経営指標等を記載することとされている。開示に先立ち、最終の（連結）財務諸表の金額が正しく転記されているかをチェックしよう。

【主要な経営指標等の推移】に記載される経営指標等は下記のとおりである（○が記載項目。連結財務諸表作成会社が前提）。

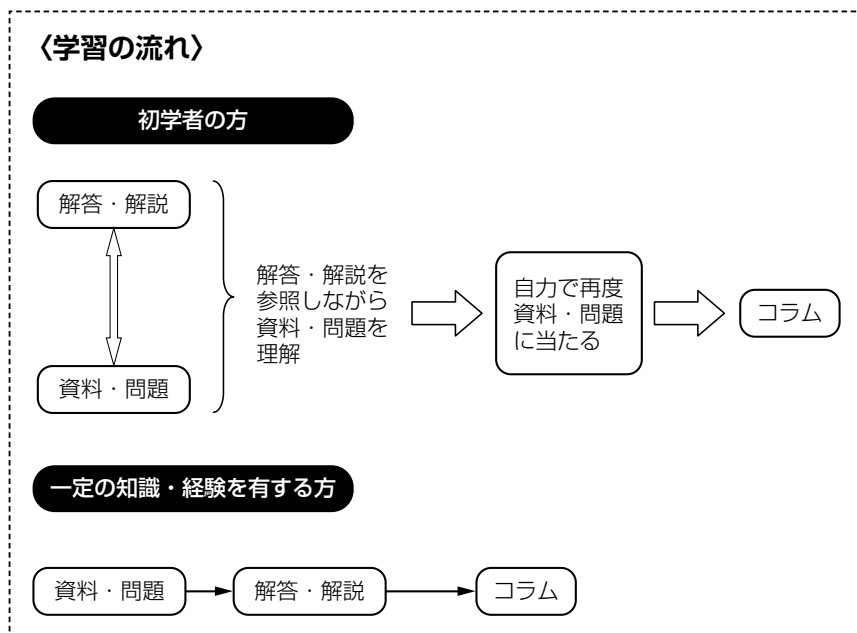
経営指標等	連結経営指標等	提出会社の経営指標等	チェックポイント
売上高	○	○	・（連結）損益計算書と一致しているか？
経常利益	○	○	・（連結）損益計算書と一致しているか？
親会社株主に帰属する当期純利益	○	○	・（連結）損益計算書と一致しているか？
包括利益			・ 連結包括利益計算書と一致しているか？ ・ マイナス（△）

問題に関連する実務的・実践的な知識を平易に解説しています。

本書の使い方

ディスクロージャー実務に関しある程度の知識・経験を有する方は、まず自力で問題を解いた後、解答・解説を読むようにしてください。

一方、あまり知識のない方は、解答・解説を読みながら、資料・問題に当たってください。解答・解説が理解できたら、一度は自力で問題を解くようにしてください。財務報告書類の作成知識を身に付ける上では、実際に手を動かすことが極めて有効です。



目次

I 有価証券報告書

第1問	連結経営成績	1
■ Column	主要な経営指標等の推移について	6
■ Column	主要な経営指標等について	8
第2問	関係会社の状況	9
第3問	従業員の状況	14
第4問	生産、受注及び販売の実績	18
■ Column	生産、受注及び販売の状況について	23
第5問	株式の状況	24
第6問	連結貸借対照表①	30
■ Column	連結精算表の様式について	35
第7問	連結貸借対照表②	36
■ Column	連結仕訳集計表について	40
第8問	連結損益計算書	41
第9問	連結包括利益計算書	48
■ Column	包括利益の算出方法について	52
第10問	連結株主資本等変動計算書	54
第11問	連結キャッシュ・フロー計算書	58
第12問	連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	63
第13問	連結貸借対照表関係	71
■ Column	連結パッケージで入手する子会社の情報について	75
第14問	連結損益計算書関係、連結包括利益計算書関係、連結 キャッシュ・フロー計算書関係	77
第15問	連結株主資本等変動計算書関係	83
第16問	金融商品関係	87
■ Column	DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)とは	91
第17問	有価証券関係	92
■ Column	有価証券管理表の様式について	95
第18問	デリバティブ取引関係	96
第19問	退職給付関係	100
第20問	ストック・オプション等関係①	109

第 21 問	ストック・オプション等関係②	113
第 22 問	税効果会計関係①	120
第 23 問	税効果会計関係②	125
	■ Column 連結税効果会計関係の注記作成のために ■	129
第 24 問	税効果会計関係③	130
第 25 問	セグメント情報等①	133
	■ Column セグメント情報等で利用される配分基準について ■	140
第 26 問	セグメント情報等②	141
第 27 問	関連当事者情報①	146
第 28 問	関連当事者情報②	155
第 29 問	1 株当たり情報	159
	■ Column 自己株式の管理台帳について ■	164
第 30 問	連結附属明細表	165
	■ Column 資産除去債務の計算方法について ■	173
第 31 問	損益計算書	174
第 32 問	税効果会計関係①	181
	■ Column 繰延税金資産の回収可能性検討シートについて ■	185
第 33 問	税効果会計関係②	187
第 34 問	引当金明細表	192
	■ Column 当期減少額（目的使用）の把握方法について ■	196
第 35 問	主な資産及び負債の内容	197

II 四半期報告書

第 36 問	四半期連結財務諸表①	200
第 37 問	四半期連結財務諸表②	206
第 38 問	四半期連結財務諸表 注記①	210
第 39 問	四半期連結財務諸表 注記②	213
	■ Column 四半期連結財務諸表の別掲基準 ■	217

III 決算短信

第 40 問	連結経営成績	218
第 41 問	連結財政状態	223

第 42 問	配当の状況	228
第 43 問	キャッシュ・フロー関連指標	231

IV 四半期決算短信

第 44 問	連結経営成績、連結財政状態	236
--------	---------------	-----

V 会社法

第 45 問	分配可能利益①	242
第 46 問	分配可能利益②	245
第 47 問	分配可能利益③	249

VI その他

■ Column	企業結合会計とは	255
----------	----------	-----

以下の資料に基づいて、提出会社の有価証券報告書の【関係会社の状況】に関する各小問に答えなさい。なお、解答に当たり端数が生じる場合には、小数点以下を切り捨てて解答すること。また、百万円未満の金額等、資料から判明しない事項について考慮する必要はない。

〈資料1〉 関係会社の状況（一部抜粋）

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
() [] (注)3	静岡県三島市	5,000	産業機械	100	当社が販売する一部の製品の製造役員の兼任あり
[] (注)3	アメリカ カリフォルニア州	3,000 (30百万 US\$)	産業機械	100 [100]	当社が販売する一部の製品の製造役員の兼任あり
[] (注)3	長野県諏訪市	3,000	電子部品	100	当社が販売する一部の製品の製造役員の兼任あり
[] (注)3, 4, 5	神奈川県横浜市	3,454	電子部品 販売	60	なし 役員の兼任あり
[] (注)3	愛知県名古屋市	2,000	その他	100	不動産の賃貸 役員の兼任あり
() []	岩手県北上市	1,720	産業機械	25	当社が販売する一部の製品の製造
[]	大阪府大阪市	100	電子部品 販売	25	なし
() []	東京都中央区	70,467	産業機械	(20)	産業機械の販売等

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 「議決権の所有 (又は被所有) 割合」欄の「内書」は間接所有であります。
 3. () であります。
 4. 有価証券報告書の提出会社であります。
 5. 売上高 (連結会社相互間の内部売上高を除く) の連結売上高に占める割合が () % を超えておりますが、当該連結子会社は、有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

〈資料2〉平成 X2 年 3 月期の提出会社の子会社等に関するデータ

No.	名称	区 分	売上高(※)(百万円)
1	Z社	持分法非適用会社	120,248
2	B社	連結子会社	1,965
3	C社	連結子会社	1,565
4	D社	連結子会社	1,087
5	E社	連結子会社	11,345
6	F社	連結子会社	606
7	G社	非連結子会社	566
8	H社	非連結子会社	397
9	I社	持分法適用関連会社	1,055
10	J社	持分法適用関連会社	965
11	K社	持分法非適用関連会社	326

(※) 連結会社相互間の内部売上高を除いている。

小問1 〈資料2〉に記載の会社のうち、【関係会社の状況】の記載対象外の会社の No. を合計するといくらになるか答えなさい。なお、重要性の乏しい会社はないものとする。

No. の合計

小問2 特定子会社の判定の基準を資本金の額とする場合、〈資料1〉に記載の会社のうち、特定子会社に該当する会社の資本金を合計するといくらになるか答えなさい。なお、提出会社の平成 X2 年 3 月末における資本金の額は 11,050 百万円である。

資本金の合計金額 百万円

小問3 主要な損益情報等の記載の判定基準となる金額を答えなさい。なお、提出会社の平成 X2 年 3 月期の連結売上高は 111,453 百万円である。

判定金額 百万円超

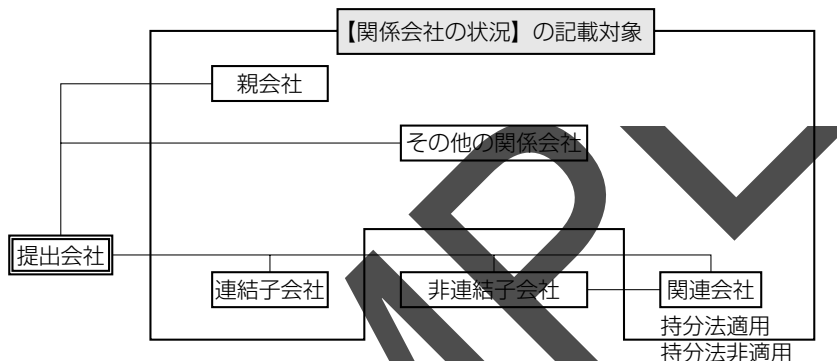
>>> 解答・解説

本問は、有価証券報告書の【関係会社の状況】に記載する会社の範囲や脚注すべき事項の判定に関する問題である。【関係会社の状況】に記載する事項については、開示府令第二号様式記載上の注意（28）に規定されている。

小問1

解答： No. の合計

解説： 【関係会社の状況】に記載される会社は以下のとおりである。



したがって、資料上では G 社 (No.7)、H 社 (No.8) 及び K 社 (No.11) が記載の対象外となるため、No. の合計は 26 (=7+8+11) となる。

小問2

解答： 資本金の合計金額 百万円

解説： 特定子会社とは、以下に掲げる特定関係のいずれか一以上に該当する子会社のことである。

- 一 提出会社の最近事業年度に対応する期間において、提出会社に対する売上高総額又は仕入高総額が、提出会社の仕入高総額又は売上高総額の 10%以上である場合
- 二 提出会社の最近事業年度の末日（当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日）において、純資産額が提出会社の純資産額の 30%以上に相当する場合（提出会社の負債総額が資産総額以上である場合を除く）
- 三 資本金の額（相互会社においては基金等の総額）又は出資の額が、提出会社の資本金の額（相互会社においては基金等の総額）の 10%以

上に相当する場合

本問では資本金の額を基準に特定子会社の判定をすることになる。

提出会社の資本金は 11,050 百万円であるため、1,105 百万円（＝11,050 百万円× 10%）以上の資本金である子会社が特定子会社に該当することになる。【関係会社の状況】の議決権の所有又は被所有割合欄の記載と資料データから、連結子会社 B 社、C 社、D 社、E 社及び F 社の 5 社について資本金が記載されていることが判明する（（注）3 の会社）。いずれの資本金も 1,105 百万円以上であるため、5 社すべてが特定子会社に該当することになる。したがって、資本金の合計は 16,454 百万円（＝ 5,000 百万円＋ 3,000 百万円＋ 3,000 百万円＋ 3,454 百万円＋ 2,000 百万円）となる。なお、特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨を記載するとされている。

小問3

解答： 判定金額 百万円超

解説： 当連結会計年度における連結売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の割合が 10% を超える場合、その旨及び主要な損益状況等を記載することとされている。ただし、以下の場合、その理由を明記した上で主要な損益状況等の記載を省略できる。

- ① 当該連結子会社が、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している場合
- ② 当連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む）の割合が 90% を超える場合

したがって、11,145 百万円（＝連結売上高 111,453 百万円× 10%）を超える売上高の連結子会社について主要な損益情報等の記載が必要となる。

本問では、E 社の売上高が 11,145 百万円を超えているが、有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載は不要である。

なお、〈資料 1〉を完成させると、以下のとおりとなる。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) B社 (注) 3	静岡県三島市	5,000	産業機械	100	当社が販売する一部の製品の製造 役員の兼任あり
C社 (注) 3	アメリカ カリフォルニア州	3,000 (30百万 US\$)	産業機械	100 [100]	当社が販売する一部の製品の製造 役員の兼任あり
D社 (注) 3	長野県諏訪市	3,000	電子部品	100	当社が販売する一部の製品の製造 役員の兼任あり
E社 (注) 3, 4, 5	神奈川県横浜市	3,454	電子部品 販売	60	なし 役員の兼任あり
F社 (注) 3	愛知県名古屋市	2,000	その他	100	不動産の賃貸 役員の兼任あり
(持分法適用 関連会社) I社	岩手県北上市	1,720	産業機械	25	当社が販売する一部の製品の製造
J社	大阪府大阪市	100	電子部品 販売	25	なし
(その他の関係会社) Z社	東京都中央区	70,467	産業機械	被所有 20	産業機械の販売等

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の〔内書〕は間接所有であります。
 3. 特定子会社であります。
 4. 有価証券報告書の提出会社であります。
 5. 売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は、有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。